

介護老人保健施設はまなす苑運営規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、介護保険法及び介護老人保健施設サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）その他関係法令通知の定めるもののほか、医療法人 明仁会（以下「当法人」という。）が設置経営する介護老人保健施設 はまなす苑（以下「当施設」という。）の運営に関する重要事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

- 第 2 条 当施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援すると共に、居宅における生活への復帰を目指した支援を行う。
- 2 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。
- 3 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(運営の方針)

- 第 3 条 当施設は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その心身の状態等を踏まえて、療養を妥当適切に行う。
- 2 当施設は、サービスの提供に当たり、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行う。
- 3 当施設の従業者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養に必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 4 当施設は、入所者又は他の入所者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず拘束する場合は、入所者又はその家族に説明のうえ、医師の指示の下に行うとともに、その状態、経過、心身の状態及び拘束の理由等を診療録に記録する。
- また、当事業所は従業者に対し身体拘束防止のため、事業所内外の研修等に参加させるなどの必要な措置を行う。
- 5 当施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設の名称及び所在地)

第 4 条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 はまなす苑
- (2) 所在地 むつ市大字奥内字金谷沢 1-167

(従業者の職種及び員数)

第5条 当施設における従業員の職種及び少なくとも配置される食員数並びに職務内容は別表第1のとおりとする。

(入所定員)

第6条 当施設の入所定員は、100名とする。

(入所者に対する介護保健施設サービスの内容)

第7条 当施設は、入所者に対し、次に掲げる介護保健施設サービスの提供を行う。

- (1) 当施設は、介護老人保健施設サービス費（I）を算定し、入所者3人に対して看護、介護職員を1人以上配置する。
- (2) 当施設は、1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。
- (3) 当施設は、入所者の排泄の自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用しなければならない入所者のおむつを適切に取りかえる。定時のおむつ交換は、1日に8回行う。
- (4) 当施設は栄養ケア・マネジメントによる栄養管理を実施する。なお、食事の提供時間は次のとおりとする。

ア 朝食	7：20から
イ 昼食	12：30から
ウ 夕食	17：45から
- (5) 当施設は、入所者に対し口腔衛生の管理を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 当施設の利用料は、別表第2のとおりとする。

- 2 利用料の徴収にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、療養生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

- 2 入所者は、外泊又は外出しようとする時は、その都度外泊先又は外出先、用件、外泊又は外出する期間等の予定を施設長に届け出て承認を受けなければならない。
- 3 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。
 - (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
 - (2) 指定した場所以外で喫煙すること。
 - (3) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
 - (4) その他、この規程の定めに反すること。

(非常災害対策および事故防止対策)

第10条 当施設は、消防法施行規則第3条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策を行う。

- 2 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務は、事務長 真手春彦（消防法第8条に定める防火管理者）が行う。

- 3 消防訓練及び非難・救出訓練は、年2回以上実施する。
- 4 当施設は施設における事故発生、再発の防止のため次の措置を講ずる。
 - (1) 事故発生防止のための指針の整備
 - (2) 事故発生時等の報告、改善策を周知徹底するための体制整備
 - (3) 事故防止委員会および事故防止研修会の定期的な実施
- 5 前項の措置を適切に実施するため、施設長 高橋賢二を担当者とする。

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

- 第12条 当施設は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 当施設は、当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 当施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策検討委員会を定期的に行うとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（支援相談員 蛭名由紀子）の設置

(就業環境の確保)

- 第14条 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、当施設において行われる性的な言動または優越的關係を背景とした言動であって業務上必要

かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第15条 当施設は、原則として月ごとに、職員の日々の勤務時間、職務の内容等をあきらかにした勤務表を作成し、これを掲示する。

2 当施設は、従業員の資質向上のため、研修の機会を設ける。

3 当施設が提供するサービスのうち、外部に委託して行うものの種類とその委託先は、次のとおりとする。

洗濯業務 (株) 共立寝具

4 当施設の従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、当施設は、あらかじめその事項を従業員との雇用契約に盛り込むものとする。

5 当施設が提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情の窓口として支援相談員をあてると共に、事務室前に「意見箱」を設置する。

6 当施設のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償するものとする。このため、当施設はあらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。

7 当施設は、入所者への介護保健施設サービスの提供に関し、施設サービス計画書、診療録、看護・介護記録、機能訓練記録、入所検討会議記録その他必要な記録を整備する。利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合は、当施設は原則としてこれに応じる。ただし、家族からの請求については、本人の同意が得られない場合は、これに応じないことができる。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか当事業所の運営に関する事項は、重要事項説明書(利用約款)に定めるほか、入所者及びその家族と当法人が協議して定める。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1

職 種	員 数			職 務 内 容
	常 勤	常 勤 兼 務	常 勤 換 算	
施 設 長		1		施設の業務を統括管理する。
医 師		1		入所者の病状を把握し、それに応じて入所者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
看 護 長	1			施設長の命を受け、看護の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
看 護 師	0		0.5	医師の診療補助及び看護並びに入所者の保健衛生管理及び日常生活の援助に従事する。
准 看 護 師	6		1.0	
介 護 長	1			介護の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
介 護 主 任	2			施設長、所属長の命を受け、係の業務を処理する。
介 護 員	20		1.0	入所者の日常生活の援助に従事する。
理 学 療 法 士		1	0.75	入所者の機能回復の促進及び機能低下を予防する業務に従事する。
作 業 療 法 士		3	2.25	
言 語 聴 覚 士				
支 援 相 談 員		3	2	入所者及び家族の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。
介護支援専門員		2	2	施設サービス計画の作成に従事する。
薬 剤 師	1			入所者の薬剤管理指導に従事する。
管 理 栄 養 士	1			適切な栄養指導を行い、食品及び衛生管理に努め調理員を指揮監督する。
調 理 員	7			食品衛生に留意し、調理業務に従事する。
事 務 長	1			施設長の命を受け、事務の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
事 務 員	2			庶務及び会計並びに営繕業務に従事する。

別紙第 2

区	分	金	額
介護保健施設サービス費		要介護 1	日額 7 9 3 円
		要介護 2	日額 8 4 3 円
		要介護 3	日額 9 0 8 円
		要介護 4	日額 9 6 1 円
		要介護 5	日額 1, 0 1 2 円
	加算	初期加算（Ⅱ）	3 0 円/日
		夜勤体制加算	2 4 円/日
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2 円/日
		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	7. 5 %
		ターミナルケア加算	
		死亡日	1, 9 0 0 円
		2 ～ 3 日の間	9 1 0 円/日
		4 ～ 3 0 日の間	1 6 0 円/日
		3 1 ～ 4 5 日の間	7 2 円/日
		短期集中リハビリ加算（Ⅱ）	2 0 0 円/日
		認知症短期集中リハビリ加算（Ⅱ）	1 2 0 円/日
		若年性認知症入所者受入加算	1 2 0 円/日
		経口移行加算	2 8 円/日
		経口維持加算（Ⅰ）	4 0 0 円/月
		入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	4 5 0 円/回
		試行的退所時指導加算	4 0 0 円/回
		退所時情報提供加算（Ⅰ）	5 0 0 円
		（Ⅱ）	2 5 0 円
		入退所前連携加算（Ⅰ）	6 0 0 円
		（Ⅱ）	4 0 0 円
		訪問看護指示加算	3 0 0 円
		緊急時治療管理	5 1 8 円
		特定治療	厚生大臣が定める額
		再入所時栄養連携加算	2 0 0 円/1 回
所定疾患施設療養費	2 3 5 円		
食	費	1, 4 4 5 円／1 日（朝食 3 8 0 円，昼食 5 3 5 円，夕食 5 3 0 円）※但し、負担限度額認定を受けている場合は、認定証の記載額	
居	住	費	令和 6 年 7 月 3 1 日まで 3 7 0 円／日、令和 6 年 8 月 1 日から 4 3 7 円／日 ※但し、負担限度額認定を受けている場合は、認定証の記載額
入所者が選定する特別な居室		二人部屋	3 5 0 円／1 日

教 養 娛 楽 費	(1) クラブ活動の材料費 (2) 行事の材料費	実費 実費
理 美 容 代	(1) 散髪のみ 1回 1,500円 (2) ひげそり 1回 1,000円	
洗 濯 代	294円／1kg	
健 康 管 理 費	インフルエンザ予防接種費用	実費
入所者が選定するその他の 日 常 生 活 費	(1) 歯ブラシ (2) 歯磨き粉 (3) 箱ティッシュ	100円 100円 100円
文 書 料	各種証明書料 その他の診断書料（複雑なもの） その他の診断書料（複雑なもの） 死亡診断書料 再発行手数料	2,000円（税別） 6,000円（税別） 3,000円（税別） 6,000円（税別） 3,000円（税別）